

お客さま各位

福井信用金庫

『投信窓販業務にかかる約款』一部改訂のお知らせ

平成 29 年度税制改正などを受けて、当金庫『投信窓販業務にかかる約款』を、下記の通り一部改訂することとしましたのでお知らせいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店または下記のお問い合わせ先までご照会ください。

記

1. 改訂約款名

「未成年者口座および課税未成年者口座約款」

2. 改訂内容

(下線部分が改訂箇所)

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第 1 章 (略)</p> <p>第 2 章 未成年者口座の管理</p> <p>2. 未成年者口座開設届出書等の提出</p> <p>(1) 申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の前年の 10 月 1 日から当年の 9 月 30 日までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号および同条第 12 項に規定する未成年者非課税適用確認書の交付申請や当金庫における未成年者口座開設に必要な各種帳票類ならびに「未成年者口座廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 13 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。</p> <p>なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当金庫にて保管いたします。</p> <p>(2) 当金庫に未成年者口座を開設している申込者は、当金庫または他の証券会社もしくは(追加)金融機関等に、未成年者口座開設に必要な各種帳票類または租税特別措置法第 37 条の 14 第 6 項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、申込者がその年の 1 月 1 日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに提出されるものに限ります。）を提出することはできません。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 申込者がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までに、当金庫に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 5 項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間に申込者が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3. 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の</p> | <p>第 1 章 (同左)</p> <p>第 2 章 未成年者口座の管理</p> <p>2. 未成年者口座開設届出書等の提出</p> <p>(1) 申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の前年の 10 月 1 日から当年の 9 月 30 日までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号および同条第 12 項に基づき未成年者非課税適用確認書の交付申請や当金庫における未成年者口座開設に必要な各種帳票類ならびに「未成年者口座廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 20 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。</p> <p>なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当金庫にて保管いたします。</p> <p>(2) 当金庫に未成年者口座を開設している申込者は、当金庫または(削除)証券会社もしくは他の金融機関等に、未成年者口座開設に必要な各種帳票類または租税特別措置法第 37 条の 14 第 6 項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、申込者がその年の 1 月 1 日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに提出されるものに限ります。）を提出することはできません。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 申込者がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までに、当金庫に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 5 項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録(削除)または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間に申込者が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>3. 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録 (削除)がされ</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>委託がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の14. から16.、18. および24. (1)を除き、以下同じ。)(以下「投資信託」といいます。)(つき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)(は、平成28年から平成35年までの各年(申込者がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)(の1月1日(平成28年においては、4月1日)に設けられます。)</p> <p>(2) 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年においては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合においては、所轄税務署長から当金庫に申込者の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分)の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる投資信託につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)(は、平成36年から平成40年までの各年(申込者がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)(の1月1日に設けられます。</p> | <p>る株式投資信託受益権（租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の14. から16.、18. および24. (1)を除き、以下同じ。)(以下「投資信託」といいます。)(つき、当該記載または記録(削除)を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)(は、平成28年から平成35年までの各年(申込者がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)(の1月1日(削除)に設けられます。</p> <p>(2) 上記(1)の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年においては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合においては、所轄税務署長から当金庫に申込者の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日(削除)非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録(削除)がされる投資信託につき、当該記載または記録(削除)を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)(は、平成36年から平成40年までの各年(申込者がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)(の1月1日に設けられます。</p> |
| <p>4. 非課税管理勘定および継続管理勘定における処理</p> <p>未成年者口座における投資信託の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。</p> | <p>4. 非課税管理勘定および継続管理勘定における処理</p> <p>未成年者口座における投資信託の振替口座簿への記載または記録(削除)は、当該記載または記録(削除)に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。</p> |
| <p>5. 未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>(1) 当金庫は(追加)申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる投資信託で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)(に受け入れた投資信託の取得対価の額(イの場合、購入した投資信託については、その購入の代価をいいます。ロの場合、未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた投資信託については、その移管に係る払出し時の金額をいいます。)(の合計額が80万円(追加)を超えないもの。</p> <p>イ 未成年者口座開設届出書の提出後、受入期間内に申込者が当金庫で募集の取扱いまたは買付の申込みにより取得した投資信託で、その取得後直ちに未成年者口座へ受け入れられるもの。</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる投資信託で、申込者が当金庫に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる投資信託(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項(追加)に規定する投資信託</p> <p>(2) 当金庫は(追加)申込者の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる投資信託で、申込者が当金庫に対し、前項①ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる投資信託(追加)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円(追加)を超えないもの。</p> <p>(追加)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項(追加)に規定する投資信託</p> <p>なお、上記(1)または(2)に該当する投資信託であっても、当金庫の都合</p> | <p>5. 未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>(1) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる投資信託で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)(に受け入れた投資信託の取得対価の額(イの場合、購入した投資信託については、その購入の代価をいいます。ロの場合、未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた投資信託については、その移管に係る払出し時の金額をいいます。)(の合計額が80万円(②により受け入れる投資信託があるときは、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの。</p> <p>イ 未成年者口座開設届出書の提出後、受入期間内に申込者が当金庫で募集の取扱いまたは買付の申込みにより取得した投資信託で、その取得後直ちに未成年者口座へ受け入れられるもの。</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる投資信託で、申込者が当金庫に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる投資信託(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)(の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する投資信託</p> <p>(2) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる投資信託で、申込者が当金庫に対し、上記(1)ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる投資信託(②に掲げるものを除きます。)(で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円(②により受け入れる投資信託があるときは、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの。</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる投資信託</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する投資信託</p> <p>なお、上記(1)または(2)に該当する投資信託であっても、当金庫の都合により非課税管理勘定に受け入れないことがあります。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>により非課税管理勘定で<u>お預かりしない</u>ことがあります。</p> <p>6. 譲渡の方法 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載<u>もしくは記録または保管の委託</u>がされている投資信託の譲渡は、当金庫に対して譲渡する方法、または租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による投資信託の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当金庫の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p> <p>7. 課税未成年者口座等への移管 <u>(追加)</u> 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① 非課税管理勘定が<u>設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日</u>（以下「<u>5年経過日</u>」といいます。）において有する当該非課税管理勘定に係る投資信託（<u>(追加)</u> 5. (1)①ロ <u>(追加)</u> または <u>(追加)</u> (2) ① <u>(追加)</u> の移管がされるものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日において申込者が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ロ <u>(追加)</u> イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管 ② 申込者がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る投資信託 同日の翌日に行う他の保管口座への移管 <u>(追加)</u></p> <p>8. 非課税管理勘定および継続管理勘定の管理 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載<u>もしくは記録または保管の委託</u>がされる投資信託は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害等による返還等を除き、当該投資信託の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該投資信託に係る有価証券の申込者への返還を行わないこと。 ② 当該投資信託の <u>(追加)</u> 6. に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および16. ②において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われぬものに限り。）または贈与をしないこと イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、<u>第2号、第5号および第6号</u>に規定する事由による譲渡 ロ～ホ（略） ③ 当該投資信託の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する投資信託に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該投資信託に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（投資信託に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当金庫が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび<u>前号</u>に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当金庫を経由して行われぬものを除きます。以下「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託すること。</p> <p>9. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 <u>(追加)</u> 7. もしくは8. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>10. 未成年者口座内投資信託の払出しに関する通知 申込者が <u>(追加)</u> 未成年者口座からの未成年者口座内投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座（<u>租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。</u>）</p> | <p>6. 譲渡の方法 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載<u>または記録（削除）</u>がされている投資信託の譲渡は、当金庫に対して譲渡する方法、または租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による投資信託の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当金庫の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p> <p>7. 課税未成年者口座等への移管 <u>(1)</u> 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① 非課税管理勘定に係る<u>5年経過日</u>において有する当該非課税管理勘定に係る投資信託（<u>上記</u> 5. (1)①ロ<u>もしくは②</u>または<u>5. (2)①もしくは②</u>の移管がされるものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日において申込者が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ロ <u>上記</u>イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管 ② 申込者がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る投資信託 同日の翌日に行う他の保管口座への移管 <u>(2) 上記(1)①イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに上記(1)①ロおよび②に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</u> ① 申込者が当金庫に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、<u>上記(1)①イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限り。</u>）を開設しており、申込者から当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第26号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管 ② <u>上記①に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</u></p> <p>8. 非課税管理勘定および継続管理勘定の管理 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載<u>または記録（削除）</u>がされる投資信託は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害等による返還等を除き、当該投資信託の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該投資信託に係る有価証券の申込者への返還を行わないこと。 ② 当該投資信託の <u>上記</u> 6. に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および16. ②において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われぬものに限り。）または贈与をしないこと イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号<u>から第3号まで、第6号または第7号</u>に規定する事由による譲渡 ロ～ホ（同左） ③ 当該投資信託の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する投資信託に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該投資信託に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（投資信託に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当金庫が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび<u>上記②</u>に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当金庫を経由して行われぬものを除きます。以下「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託すること。</p> <p>9. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 <u>上記</u> 7. もしくは8. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>10. 未成年者口座内投資信託の払出しに関する通知 申込者が <u>未成年者口座からの未成年者口座内投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座（<u>削除</u>）以外の口座（<u>租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除</u></u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p><u>下同じ。</u>)以外の口座(同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管に係るものに限ります。)を行った場合には、当金庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内投資信託であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。</p> | <p>きます。)への移管に係るものに限ります。)を行った場合には、当金庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内投資信託であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。</p> |
| <p>11. 出国時の取扱い</p> | <p>11. 出国時の取扱い</p> |
| <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、<u>当該</u>未成年者口座に係る未成年者口座内投資信託の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>(3) (略)</p> | <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、<u>申込者の</u>未成年者口座に係る未成年者口座内投資信託の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>(3) (同左)</p> |
| <p>第3章 課税未成年者口座の管理</p> | <p>第3章 課税未成年者口座の管理</p> |
| <p>12. (略)</p> | <p>12. (同左)</p> |
| <p>13. 課税管理勘定における処理</p> | <p>13. 課税管理勘定における処理</p> |
| <p>課税未成年者口座における投資信託(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する投資信託受益権のうち当金庫が取り扱う投資信託受益権をいいます。以下14. から16. および18. において同じ。)の振替口座簿への記載もしくは記録<u>もしくはは保管の委託</u>または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録<u>もしくはは保管の委託</u>または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載<u>もしくはは記録もしくはは保管の委託</u>がされる投資信託または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録<u>もしくはは保管の委託</u>または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。</p> | <p>課税未成年者口座における投資信託(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する投資信託受益権のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下14. から16. および18. において同じ。)の振替口座簿への記載もしくは記録<u>(削除)</u>または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録<u>(削除)</u>または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載<u>または記録(削除)</u>がされる投資信託または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録<u>(削除)</u>または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。</p> |
| <p>14. 譲渡の方法</p> | <p>14. 譲渡の方法</p> |
| <p>課税管理勘定において振替口座簿への記載<u>もしくはは記録または保管の委託</u>がされている投資信託の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当金庫に対して譲渡する方法、または租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による投資信託の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当金庫の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p> | <p>課税管理勘定において振替口座簿への記載<u>または記録(削除)</u>がされている投資信託の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当金庫に対して譲渡する方法、または租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による投資信託の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当金庫の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p> |
| <p>15. 課税管理勘定での管理</p> | <p>15. 課税管理勘定での管理</p> |
| <p>課税管理勘定において振替口座簿への記載<u>もしくはは記録または保管の委託</u>がされている投資信託に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。</p> | <p>課税管理勘定において振替口座簿への記載<u>または記録(削除)</u>がされている投資信託に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。</p> |
| <p>16. 課税管理勘定の金銭等の管理</p> | <p>16. 課税管理勘定の金銭等の管理</p> |
| <p>課税未成年者口座に記載<u>もしくはは記録または保管の委託</u>がされる投資信託および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、申込者の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> | <p>課税未成年者口座に記載<u>または記録(削除)</u>がされる投資信託および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、申込者の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> |
| <p>① (略)</p> | <p>① (同左)</p> |
| <p>② 当該投資信託の14. に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われぬものに限ります。)または贈与をしないこと</p> | <p>② 当該投資信託の14. に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われぬものに限ります。)または贈与をしないこと</p> |
| <p>イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、<u>第2号、第5号または第6号</u>に規定する事由による譲渡</p> | <p>イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号<u>から第3号まで、第6号または第7号</u>に規定する事由による譲渡</p> |
| <p>ロ～ホ (略)</p> | <p>ロ～ホ (同左)</p> |
| <p>③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載<u>もしくはは記録または保管の委託</u>がされる投資信託の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る投資信託につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと。</p> | <p>③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載<u>または記録(削除)</u>がされる投資信託の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る投資信託につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと。</p> |
| <p>17. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止</p> | <p>17. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止</p> |
| <p><u>(追加)</u> 15. もしくは16. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> | <p><u>上記</u> 15. もしくは16. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> |
| <p>18. 重複して開設されている<u>当該</u>課税未成年者口座 <u>(追加)</u> 以外の特定口座がある場合の取扱い</p> | <p>18. 重複して開設されている <u>(削除)</u> 課税未成年者口座を構成する<u>特定口座</u>以外の特定口座がある場合の取扱い</p> |
| <p>(1) 申込者の基準年の1月1日において、当金庫に重複して開設されてい</p> | <p>(1) 申込者が<u>課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>る当該課税未成年者口座（<u>追加</u>）以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座（<u>特定口座である当該課税未成年者口座に限り</u>ます。<u>以下この条において同じ。</u>）を廃止いたします。</p> <p>(2) <u>前項</u>の場合において、廃止される課税未成年者口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている投資信託がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該投資信託は全て当金庫に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。</p> | <p>基準年の1月1日において、当金庫に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。</p> <p>(2) <u>上記(1)</u>の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載または記録（<u>削除</u>）がされている投資信託がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該投資信託は全て当金庫に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。</p> |
| <p>19. (略)</p> | <p>19. (同左)</p> |
| <p>第4章 口座への入出金</p> | <p>第4章 口座への入出金</p> |
| <p>20. (1)～(2) (略)</p> | <p>20. (1)～(2) (同左)</p> |
| <p>(3) <u>前項</u>各号に定める出金等を行うことができる者は、申込者または申込者の法定代理人に限ることとします。</p> <p>(4) 申込者の法定代理人が<u>第2項</u>各号の出金等を行う場合には、当金庫は当該出金等に関して申込者の同意がある旨を確認することとします。</p> <p>(5) <u>前項</u>に定める同意を確認できない場合には、当金庫は当該出金等に係る金銭または証券が申込者本人のために用いられることを確認することとします。</p> <p>(6) 申込者本人が<u>第2項第2号</u>に定める出金等を行う場合には、申込者の法定代理人の同意（同意書の提出を含む。）が必要となります。</p> | <p>(3) <u>上記(2)</u>各号に定める出金等を行うことができる者は、申込者または申込者の法定代理人に限ることとします。</p> <p>(4) 申込者の法定代理人が<u>上記(2)</u>各号の出金等を行う場合には、当金庫は当該出金等に関して申込者の同意がある旨を確認することとします。</p> <p>(5) <u>上記(4)</u>に定める同意を確認できない場合には、当金庫は当該出金等に係る金銭または証券が申込者本人のために用いられることを確認することとします。</p> <p>(6) 申込者本人が<u>上記(2)②</u>に定める出金等を行う場合には、申込者の法定代理人の同意（同意書の提出を含む。）が必要となります。</p> |
| <p>第5章 代理人による取引の届出</p> | <p>第5章 代理人による取引の届出</p> |
| <p>21. (1) (略)</p> | <p>21. (1) (同左)</p> |
| <p>(2) 申込者が<u>前項</u>により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。この場合においては、<u>前項</u>後段の規定を準用します。</p> | <p>(2) 申込者が<u>上記(1)</u>により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。この場合においては、<u>上記(1)</u>後段の規定を準用します。</p> |
| <p>(3) (略)</p> | <p>(3) (同左)</p> |
| <p>(4) 申込者の法定代理人以外の者が<u>第1項</u>の代理人となる場合には、<u>第1項</u>の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人は申込者の2親等内の者に限ることとします。</p> | <p>(4) 申込者の法定代理人以外の者が<u>上記(1)</u>の代理人となる場合には、<u>当該</u>届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人は申込者の2親等内の者に限ることとします。</p> |
| <p>(5) (略)</p> | <p>(5) (同左)</p> |
| <p>22. (略)</p> | <p>22. (同左)</p> |
| <p>第6章 その他の通則</p> | <p>第6章 その他の通則</p> |
| <p>23. (略)</p> | <p>23. (同左)</p> |
| <p>24. 未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示</p> | <p>24. 未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示</p> |
| <p>(1) 申込者が受入期間内に当金庫との間で行う、未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れる範囲の投資信託（未成年者口座への受入れである場合には、<u>追加</u> 3. (1)に規定する投資信託をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、<u>追加</u> 1 3. に規定する投資信託をいいます。）に関する取引に関しては、取引の都度、未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者より特にお申し出のない場合は、課税未成年者口座による取引とさせていただきます。</p> | <p>(1) 申込者が受入期間内に当金庫との間で行う、未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れる範囲の投資信託（未成年者口座への受入れである場合には、<u>上記</u> 3. (1)に規定する投資信託をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、<u>上記</u> 1 3. に規定する投資信託をいいます。）に関する取引に関しては、取引の都度、未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者より特にお申し出のない場合は、課税未成年者口座による取引とさせていただきます。</p> |
| <p>(2) (略)</p> | <p>(2) (同左)</p> |
| <p>25. (略)</p> | <p>25. (同左)</p> |
| <p>26. (1) (略)</p> | <p>26. (1) (同左)</p> |
| <p>(2) <u>前項</u>の場合には、申込者がその年1月1日において20歳である年の同日において、当金庫に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p> | <p>(2) <u>上記(1)</u>の場合には、申込者がその年1月1日において20歳である年の同日において、当金庫に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p> |
| <p>27. (略)</p> | <p>27. (同左)</p> |
| <p>28. ①～③ (略)</p> | <p>28. ①～③ (同左)</p> |
| <p>④ 申込者が<u>出国</u>により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（申込者が出国の日の前日までに<u>追加</u> 1 1. の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> | <p>④ 申込者が<u>出国</u>により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（申込者が出国の日の前日までに<u>上記</u> 1 1. の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| ⑤～⑦ (略) 29. (略) 30. 合意管轄 この約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意 <u>します。</u> 31. (略) <div style="text-align: right;">以上 (<u>28.7</u>改訂)</div> | ⑤～⑦ (同左) 29. (同左) 30. 合意管轄 この約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意 <u>したものとみなします。</u> 31. (同左) <div style="text-align: right;">以上 (<u>29.11</u>改訂)</div> |

3. 改訂日

平成 29 年 11 月 1 日 (水)

なお、改訂後の規定は、改訂前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

以上

